

別記3

用 地 測 量 作 業 要 領

(通 則)

1 用地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、愛知県公共測量作業規定（平成20年5月2日国土交通省国地発第20号）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

ただし、平板測量は愛知県公共測量作業規定に準ずるものとする。

(トータルステーションによる測量)

2 トータルステーションを使用する測量は、愛知県公共測量作業規程第2条にて作業方法等を定める国土交通省公共測量作業規程第21条に規定する4級基準点測量と同等とし、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 補足多角測量

イ 補足多角測量は、国等が設定した基準点及び県の行う工事等により設定した基準点等（以下「基準点」という）を基準として、境界測量が実施できるよう用地測量のための基準点（以下「補足基準点」という）を設置し、その位置を定める作業をいう。

ロ 補足多角測量は、原則として基準点及び補足基準点に基づき結合多角方式、閉合多角方式、三角方式及び単路線方式又はこれらの混合方式によるものとする。

ハ 補足基準点には、連番を付するものとし、できるだけ起業地外で道路、橋梁部、鉄塔等の恒久物点を選定するものとする。

なお、補足基準点を設置することなく境界測量が可能な場合は、監督職員の指示により補足多角測量を省略することができるものとする。

ニ 補足多角基準点の観測は、次によるものとする。

(イ) 測 距：3設定以上

(ロ) 水平角：2対回以上

(ハ) 鉛直角：1対回以上

(二) 補 正：尺定数補正、温度補正、傾斜補正

(2) 境界測量

イ 境界測量は、基準点及び補足基準点を基準として、境界立会により確認された筆界点、各筆の変化点、地目により区分された土地及び用地幅杭等（以下「筆界点」という。）の位置を確認し、各筆ごとに測量する作業をいう。

ロ 境界測量は、補足多角測量に準ずる方法及び放射法により測量するものとする。

ハ 各筆界点等は、連番を付するものとする。

ニ 筆界点の観測は、次によるものとする。

(イ) 測 距：2読定以上

(ロ) 測角：1対回以上

(ハ) 補正：尺定数補正、温度補正、傾斜補正

(3) 補足平板測量

建物、工作物等の構造に対する測量は、平板測量により行うことができるものとし、その方法は、土地の平板測量に準ずる。

(面積計算)

3 面積計算は、次によるものとする。

(1) 面積計算は、測量結果を基に、座標求積により行うものとする。

ア 土地の範囲を求める範囲は、原則として取得し又は使用する土地の区域（以下「取得等の区域」という。）とする。なお、一筆の土地が取得等の区域線にまたがる場合において、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている2筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一団の土地にあっては、当該土地全部をその範囲に含めるものとする。

イ 土地の面積は、一筆ごとに次の(ア)又は(イ)の方法により求めるものとする。

(ア) 一筆の土地に異なる地目又は異なる権利者があるときは、先に一筆の土地の総面積を求め、次に評価格の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は総面積から先順位の地目又は権利者の面積の合計を控除して求めるものとする。この場合において、一筆の土地に異なる地目及び異なる権利者がある場合には、評価格の高いと認められる地目を先順位とする。

(イ) 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において、当該土地に異なる地目又は、権利者があるときは、前期(ア)を準用するものとする。

(2) 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

なお、計算の表示単位及び桁数は次のとおりとする。

ア 底辺、垂線長 m単位 小数点以下3桁

イ 境界辺長 m単位 小数点以下3桁

ウ 乗積及び合計 m²単位 小数点以下6桁

エ 面積 m²単位 小数点以下7桁